処分基準整理票

処分の内容		指定介護予防サービス事業者の勧告、命令等		
根拠法令及び条項		介護保険法(平成9年法律第123号) 第115条の8第3項		
	■有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) □無(根拠:第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)			
	公表 ■す	る □しない(公表しない場合の根拠:第7条第2項第	号に該当)	1
	【内容】(※処分基準を公表する場合のみ記載すること。)			
	介護保険法	(平成9年法律第123号) 第115条の8第3項		
処分基準	※別紙のと	おり		
処 分 基 準 設定年月日		平成25年 4月 1日 <mark>処 分 基 準 最終変更年月日 年</mark>	月 日	-
所管部署		福祉部 ちゃーがんじゅう課		
備考				

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要が ない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。

(別紙) 介護保険法

(勧告、命令等)

- 第百十五条の八 都道府県知事は、指定介護予防サービス事業者が、次の各号に掲 げる場合に該当すると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者に対し、 期限を定めて、それぞれ当該各号に定める措置をとるべきことを勧告することが できる。
 - 一 当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十 五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める 員数を満たしていない場合 当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働 省令で定める員数を満たすこと。
 - 二 第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていない場合 当該指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をすること。
 - 三 第百十五条の四第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合 当 該便官の提供を適正に行うこと。
- 2 都道府県知事は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた 指定介護予防サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その 旨を公表することができる。
- 3 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた指定介護予防サービス事業者 が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定介 護予防サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきこ とを命ずることができる。
- 4 都道府県知事は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。
- 5 市町村は、保険給付に係る指定介護予防サービスを行った指定介護予防サービス 事業者について、第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当すると認めるときは、 その旨を当該指定に係る事業所の所在地の都道府県知事に通知しなければならな